

**初芝立命館中学校・高等学校保護者会
会則**

**慶弔規程
各種委員会規程**

2021 年度版

初芝立命館中学校・高等学校保護者会会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は、「初芝立命館中学校・高等学校保護者会」と称し、事務局を初芝立命館中学校・高等学校北野田キャンパスに置く。

第2章 目的

第2条 本会は、初芝立命館中学校・高等学校（以下「本校」という。）の建学の精神にのっとり、家庭と学校と社会との緊密な連携を図るとともに、健全な教育環境の保全と人格の完成を目指す教育の推進に寄与し、子どもの権利と社会責任について、ともに学び理解を深めることを目的とする。

第3章 方針

第3条 本会は教育を本旨とする民主的団体として活動する。

第4条 本会の会員はその名において営利的、宗教的、政治的、その他本会の事業以外の活動を目的とする団体およびその事業に本会を利用してはならず、また、いかなる関係を持ってはならない。

第5条 本会は生徒の福祉のために活動する他の社会的諸団体および機関と協力する。

第6条 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配統制干渉を受けてはならない。

第7条 本会は本校教職員と教育活動への協力についての話し合いの場を持ち、その活動を助けるために意見を具申し、参考資料を提供する。なお本会の活動は本会則に定めるものの他に本校の教育活動等に干渉するものではない。

第8条 本会は本校の財政的維持に直接関与するものではない。但し、私学助成に関する署名等の活動や寄附金及び現物寄附をもって教育環境の改善等に寄与できる。

第4章 会員

第9条 本会の会員は、本校に在籍する生徒の保護者とする。また、教職員は議決権のない特別会員とし、会務に協力し助言する。

第5章 会の構成及び任期

第10条 本会に、役員を置く。

第11条 役員は次のとおりとする。

1. 会長 1名
2. 副会長 4名（原則）
3. 書記 若干名
4. 会計 若干名
5. 会計監査 若干名

2、学級委員は各学年から選出する。

3、役員の間談機関として必要に応じて若干名の顧問を置くことができる。顧問は卒業生保護者とし、会長が選任する。なお、顧問は必要に応じて、以下の行動をおこなうことができる。

1 本会の活動について助言をおこなう。

2 会長の求めがあった時は総会、実行委員会及び各種委員会に出席して、意見を述べる。

第12条 役員の間期は総会承認後から次年度の間員が総会にて承認されるまでの期間とする。ただし、再任を妨げない。

第13条 学年委員の間期は年度末までとする。

第14条 会長、副会長は、中学校会員と高等学校会員で構成する。（原則）

第15条 会計監査は、会員であることを要しない。

第6章 役員・学年委員の選出

第16条 役員の間出は次のとおりとする。

1. 役員は、企画推進委員会にて集計した候補者により安定した運営を考慮し、候補者案を決議し、指名委員会にて諮り候補者を選出した後、総会にて承認を得て決定する。但し、現会長含む現役員は指名委員会の推薦以外では候補者になれない事とする。

2. 指名委員会は、原則として実行委員・教育後援会役員によって構成し、校長・副校長及び教頭に助言を求めることができる。

第17条 学年委員は、各学年の会員の自薦・他薦で選出した後、各学級担任の助言及び協力のもとで決定するものとする。

第18条 （削除）

第7章 役員・学年委員の任務

第19条 役員の間主な任務は次のとおりとし、相互に調整して会務を執行する。

1. 会長は本会を代表し全体を統括する。

2. 副会長は会長を補佐し会長不在のときは代理を務める。

3. 書記は実行委員会及び各種委員会の活動状況を記録し保存する。

4. 会計はすべての支出、収入の記録と領収書等を確認し、会計簿はいつでも会員の閲覧に供するとともに、会計監査を受け、総会において予算説明及び決算報告を行う。

5. 会計監査は、適正に会計処理されているかを監査し、総会において監査報告を行う。

6. 役員は本校からの依頼により、本校の運営に関する機関の委員となり、または助言を行う事ができる。

7. 顧問は安定した保護者会運営ができるよう助言を行う事が出来る。

第20条 学年委員は、各種委員会に所属し行事立案及び活動を行い、各種委員長をサポートする。

第21条 （削除）

第8章 総会

第22条 総会の開催は年1回以上とし、下記の事項を決議及び報告する。

1. 役員を選任
2. 予算・決算・監査
3. 保護者会年間行事
4. 会則の改定
5. 実行委員会にて提議された事項

第23条 総会の議決権行使書は事前に生徒を通じて会員に配布するものとする。

第24条 本会会員は本校在校生一人につき1議決権を有する。また役員及び学年委員も同様とする。

第25条 総会は、会員の5分の3以上の出席(議決権行使書提出者含む)により成立する。

第26条 決議は出席者の過半数(議決権行使書提出者含む)の賛成を必要とする。但し本会則の変更に係る決議は出席者の3分の2以上の賛成(議決権行使書提出者含む)を必要とする。

第27条 臨時総会は実行委員会での話し合いにて必要と認めた場合、または全会員の5分の1以上の要求のあった場合に会長がこれを召集するものとする。

第9章 実行委員会

第28条 実行委員会は、役員によって構成し、下記の事項を決議、報告及び審議する。

1. 教育後援会と定期的に情報交換し環境改善案等を諮り決議
2. 会則改定案の検討及び規程の改定等の決定
3. 各種委員会の人員及び各種委員会各委員長・副委員長の決定
4. 各種委員会によって立案された事業計画を決議
5. 総会に提出する報告書を審議
6. 各種委員会の設置及び廃止を検討及び決議
7. その他、会務の重要事項を審議
8. 決議は3分の1以上の出席で、原則として出席者の過半数以上により行う。

第29条 会員のプライバシーを侵害する恐れのある議案及び報告に関しては、実行委員会
の人員は守秘義務を負うものとする。

第30条 会長または役員の半数以上が必要と認めた場合、臨時実行委員会を開催する。

第10章 各種委員会

第31条 本会の活動を推進するため、別に定める規程により各種委員会を置く。

第11章 会費

第32条 本会の経費は原則として入会金および会費をもって支弁する。

第33条 本会の会費は、入会金1,000円、会費年額18,000円とする。ただし、繰越金等会計状況を勘案し、会費年額を変更することがある。

第34条 生徒の退・転学等による退会について、入会金は返金しない。会費については年額会費に年度初めから退・転学するまでの在籍月数を乗じ、12で除した額(端数切捨て)とし、超過徴収分は返金する。

第35条 休学者については、会費は徴収しないものとし、復学後から年度末までの会費徴収額は、年額から休学開始年度の年度初めから休学月前月までの納入額を引いた額とする。

第36条 校長より免除要請がある場合、要請された会員（以下「免除会員」という。）の会費を免除することができる。

2、納期までに会費を納付しない会員（以下「未納会員」という。）は、本会則に定めるすべての権利を執行できない。

第37条 会費等の出納等経理事務は、年度当初に覚書を交わしたうえで、次の事項について本校に委託する。

1. 会員からの会費徴収及び退会者への返金
2. 保護者会名義の預金口座の管理及び口座への入出金処理
3. 会費の出納業務及び出納状況の管理
4. 予算(案)及び決算(案)の作成補助
5. 伺書及び領収書並びに議事録等の保存

第12章 予算執行

第38条 本会の資産は第2条および第8条のため以外には支出または使用してはならない。

第39条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第40条 中学校と高等学校の活動の違いを勘案し、予算のすべてまたは一部について中学校用と高等学校用に分けて作成することができる。また、決算も同様とする。

第41条 予算の執行は、別紙(様式1)により、会長の決裁後行うものとする。但し、時間等の都合上、執行内容及び金額について会長が事前に了承した場合は、この限りではない。

第42条 200,000円以上の物品の購入については、2社以上の相見積の上、最適な価格にて予算を執行することを原則とする。但し、独自性等を会長が認める場合はこの限りではない。

2 講師を招いての講演や実験、劇団を招いての観劇等、生徒の教育活動や会員のための交流活動等においては、実行委員会の決議により相見積の原則を除外できる。

第43条 本会が主催する会員の知識向上のための活動については、各活動につき一人5,000円を上限に補助できるものとし、超過分については実費徴収とする。但し、免除会員については免除割合に応じて補助の上限を減じ、未納会員については補助の全額を減じる。

第44条 防災対策に係る予算執行は実行委員会の決議を持って執行する。但し、大規模地震等広域災害発生時はこの限りではない。

第45条 予備費の執行は、実行委員会の決議を必要とする。

第13章 生徒の教育活動支援

第46条 本会は、本校における教育環境の整備や生徒の教育活動のために「生徒活動協力費」として、毎年、会員一人につき6,000円をめぐとして寄付を本校に行うものとする。会員数確定の基準日は原則5月1日とし、会費を免除された会員数は除くものとする。

第47条 本会は、本校の教育活動における生徒の研究発表及び部(クラブ)活動について支援するものとし、その対象は次のとおりとする。

1. 国際大会出場に対する支援

2. 全国大会出場に対する支援
3. 西日本大会出場に対する支援
4. 近畿大会出場に対する支援
5. その他、上記に準ずると実行委員会にて認められた大会に対する支援
6. 上記2～5については、大阪府内での予選がない大会は対象外とする
7. 大阪府内で開催される宿泊を伴わない大会は対象外とする

2 支援対象者は、部員全員とする。また、大会に同行するマネージャーも同様とする。但し、未納会員を保護者とする生徒は支援対象外とする。

第48条 支援金額については、予算内とし、次のとおりとする。

1. 国際大会 1人 30,000円 1クラブ上限 300,000円
2. 全国大会 1人 20,000円 1クラブ上限 200,000円
3. 西日本・近畿大会 1人 2,000円 上限なし

第49条 申請については、別紙(様式 2)を使用し、クラブ顧問が記入及び申請するものとし、実行委員会にて承認された場合のみ支援する。

2 支援を受けたクラブ顧問は、速やかに支援対象者の保護者による受領書(様式 3)を作成し、本会に提出する。

3 申請に虚偽があった場合は、支援金を速やかに本会に返還するものとする。また、虚偽の申請があったクラブへの支援は、虚偽の事実が明らかになった日から1年間停止する。

第50条 支援を受けたクラブ顧問は、大会結果を速やかに本会に連絡するとともに、実行委員会において報告する。

第51条 第 47 条の規定にかかわらず、個人で全国大会・国際大会に出場し顕著な成績を収め、本校の名を知らしめた生徒に報奨金等を支給できるものとし、その内容は実行委員会で決定する。

第52条 第 47 条の規定にかかわらず、学校の教育活動に大きく貢献した生徒等に対して報奨金等を支給できるものとし、総会での3分の2の賛成を得た後に執行することとする。上限額は200,000円とする。

附則

附則第 1 条 本会の慶弔規程及び各種委員会規程を別に定める。

附則第 2 条 この会則は平成 24 年度総会の日から適用する。ただし第 11 章及び第 12 章については平成 24 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附則第 3 条 第 11 章第 33 条、第 13 章第 42 条の会則改定は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附則第 4 条 本会の実行委員会事務規程を別に定める。

附則第 5 条 第 5 章第 12 条、第 13 条、第 6 章第 16 条、第 17 条、第 7 章第 19 条、第 20 条、第 21 条、第 8 章第 23 条、第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 9 章第 28 条、第 29 条、第 11 章第 33 条、第 12 章第 44 条、第 13 章第 51 条、第 52 条の会則改定は、平成 26 年 4 月 1 日より適用する。

附則第 6 条 第 13 章第 51 条、第 52 条の会則改定は、平成 28 年 4 月 1 日より適用する。

附則第7条 第5章第11条3項、第6章第16条1項、第7章第19条7項、第11章第34条、第12章第44条の会則改定は、平成30年4月1日より適用する。

附則第8条 第5章第10条、第11条2項、3項、第12条、第13条、第6章第16条2項、第17条、第7章第20条、第21条、第8章第24条、第9章第28条1項、第11章第33条の会則改定は、2019年4月1日より適用する。

附則第9条 第11条第3項、第7章第19条第7項の会則改定は、2020年4月1日より適用する。

初芝立命館中学校・高等学校保護者会慶弔規程

1. 保護者会会員死亡の場合は、弔慰金 30,000 円と櫛一對と弔電をおくる。
2. 生徒死亡の場合、弔慰金 30,000 円と櫛一對と弔電をおくる。
3. 生徒の兄弟姉妹の死亡の場合は、弔慰金 10,000 円をおくる。
4. 特別会員死亡の場合、弔慰金 30,000 円と弔電、供花一對またはこれに相当する供物をおくる。(約 5,000 円程度のもの)
5. 特別会員の父母、配偶者死亡の場合は、弔慰金 10,000 円と櫛一對と弔電をおくる。
6. 特別会員の結婚、出産の場合、次の規定により祝儀をおくる。

(1) 結 婚	20,000 円
(2) 出 産	10,000 円
7. 特別会員の入院をともなう病気・怪我などの場合、次の規定により見舞金をおくる。

見舞金	10,000 円
-----	----------
8. 会員・特別会員が本校公務のため殉職した場合、本校ならびに本会の合同葬儀を行うことができるものとし、その遺族に対しては最大限の弔慰金をおくる。その方法及び弔慰金については、実行委員会で決定する。生徒の公傷死の場合もこれに準ずる。
9. 上記以外の特別な慶事および弔事については、実行委員会がこれを決める。
10. 慶弔規程の改定は、実行委員会で決定する。

初芝立命館中学校・高等学校保護者会各種委員会規程

1. 本会に、次の委員会を置く。
 - ア. 企画推進委員会
 - イ. イベント支援委員会
 - ウ. 広報委員会
 - エ. 購買委員会
 - オ. 会員・国際交流委員会
 - カ. ガイダンス委員会
 - キ. 防災対策委員会

2. 企画推進委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 会長・副会長・書記で構成し生徒会と意見交換し、実行委員会に報告。
 - イ. 中高合同事業企画
 - ウ. 新規事業企画
 - エ. 各種委員会にて、当該委員会の委員長の依頼があれば、会長の指名により当該委員会の委員長の代わりを務める。

3. イベント支援委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 体育祭や陵風祭等学校行事への協力・支援等の企画・実施
 - イ. 給食の献立等に関する検討会や試食会開催等の企画・実施
 - ウ. その他、学校行事に付随するイベントの企画・実施

4. 広報委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 保護者会広報誌の作成
 - イ. 会員に情報を配信

5. 購買委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 高校棟にて定期的に文具販売し生徒の学校生活を支援する。

6. 国際・会員交流委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 会員の交流に関する活動の企画・実施
 - イ. 留学生の受け入れ及び保護者会主催の交流活動の企画・実施
 - ウ. 保護者会海外交流窓口としての企画・実施
 - エ. その他、会員の文化活動等に関する企画・実施

7. ガイダンス委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 会員の大学見学や社会見学等の企画・実施
 - イ. 会員の人権教育推進に関する活動の企画・実施
 - ウ. 大阪府等が開催する人権に関する講演会等への参加
 - エ. 私学教育推進に向けての取り組み及び講演会等への参加
 - オ. その他、私学教育推進に関する企画・実施

8. 防災対策委員会の活動は次のとおりとする。
 - ア. 震災による災害を踏まえ、対策案を協議し備えを計画。
 - イ. 緊急連絡及び緊急避難の協議・実施
 - ウ. 震災に伴う備蓄・救命器具の準備購入計画・実施
 - エ. 年1回以上、小・中・高合同での交流委員会を開く

9. 各種委員会の構成及び運用は次のとおりとする。
 - ア. 各種委員会の委員は役員及び学級委員で構成し、所属する委員会及び委員長並びに副委員長は実行委員会にて決定する。
 - イ. 各種委員会において、委員長が高等学校会員より選出された場合は、副委員長を中学校会員より選出するものとし、逆の場合も同様とする。但し、活動内容や活動状況によっては実行委員会での決定により異なる構成も可とする。
 - ウ. 各種委員会の企画(事業計画)は全て実行委員会に諮るものとする。
 - エ. 各種委員会は、委員長のもと適宜会合を開き、積極的に活動を行うものとする。
 - オ. 企画内容によっては、中学校の会員のみ、もしくは高等学校の会員のみ
の会合を開くことができるものとする。但し、実行委員会に諮る内容を
話し合う会合については、必ず委員長もしくは副委員長が出席しなければ
ならない。

10. 各種委員会は、開催予定の主な催しの実施計画並びに実行予算について、事前に
保護者会役員(会計)に提示し、助言を求めることとする。

11. 各種委員会は保護者会役員(会計)の助言を参酌し、実施計画並びに実行予算を調整
し、実行委員会に諮ることとする。

12. 各種委員会の改廃等については、本規程の変更により行う。但し、特別な課題に
対し緊急に対応が必要な場合は、実行委員会の決議により期間を定めて特別
チームを置くことができる。

13. 各種委員会規程の改定は、実行委員会で決定する。

実行委員会事務規程

- 1, 会長は、実行委員会を招集し、議事案件の議長を務める。会長が不在の時は、副会長が代理する。
- 2, 役員、各種委員会、学年委員長は、実行委員会に諮る案件がある場合にはその趣旨、内容等を予め書記に連絡し、書記は案件の調整並びに資料の調製を行う。
- 3, 書記は議事の進行に関して議長を補佐する。
- 4, 書記は、実行委員会次第を元に本会の議事録を作成し、次回実行委員会にて内容を確認し、会長・副会長1名の確認印を取り保管する。
- 5, 会計は、会費の収入状況並びに事業予算の執行状況を確認の上、実行委員会に報告する。
- 6, 会計は、各種委員会が提示する実施計画並びに実行予算の提示を受けた場合、速やかに内容を確認し、それぞれに必要な助言を行う。
- 7, 各種委員会は、実行委員会において、実施した主な事業に関する実施報告を行う。
- 8, 実行委員会の議事録及び資料の保存期間を6年間とする。
- 9, 実行委員会等各会議において、予算の範囲内で簡易な飲み物（ペットボトル、紙パック等）を用意する。
- 10, 実行委員会事務規程の改定は、実行委員会で決定する。